

## 外国人材の受入れに係る施策に関する会計検査の結果について

<検査の結果の主な内容及び所見>

## 1 大学等への外国人留学生受入れに係る施策の状況

検査対象大学等31校のうち5校において、令和元年度に「受入れに関する届出」が全く提出されていなかった。また、この5校を除いた26校において、元年度に電子届出システムを利用して「受入れに関する届出」を提出していたのは2校と少ない状況となっていた。

所見:外国人留学生の在留の管理等に一層活用するために、全ての大学等が「受入れに関する届出」を適時適切に提出することを引き続き要請するとともに、利用が低調となっている電子届出システムについて、利用者が電子届出システムを利用するに当たっての要望等を十分に把握し、分析した上で、電子届出システムの利便性の向上を図るなどして適正在留の管理という目的を果たしつつ利用を促進することなどを検討すること

## 2 技能実習制度の適正化に係る取組の状況

平成31年4月から令和元年9月までの間に発生した行方不明事案3,639件のうち、その発生から少なくとも6か月が経過した時点である元年度末時点において、2,884件（機構実地検査の対象件数に占める割合79.2%）については機構実地検査が実施されていたが、755件（同20.7%）については機構実地検査が実施されておらず、そのうち557件（機構実地検査の未実施件数に占める割合73.7%）については客観的資料が入手されていなかった。

所見:技能実習生の行方不明事案が発生した実習実施者に対する機構実地検査を速やかに実施できない場合には、速やかに客観的資料を入手すること

## 3 外国人材の受入れに係る国の支援の状況

平成27年度から令和元年度までの間において、受託業者からハローワークに提出された求職情報シートに基づく求職や、受託業者が行うこととされている受講者に対する面接希望の意向確認の状況について、事業実施結果報告書等により厚生労働本省に報告することとなっていなかったなどのため、同本省は求職情報誌等による就職支援の実施状況を十分に確認しておらず、就職支援について改善を図ることの検討が十分にできない状況となっていた。

所見:研修事業における就職支援の実施状況を適切に把握して翌年度以降の研修事業に活用できるよう、受託業者とハローワーク等における就職支援の実施状況について事業実施結果報告書等により報告させて把握すること